

事業者の皆さまへ

事業系ごみの 出し方手引き

家庭ごみとは分別・出し方が異なります！



令和2年6月発行
(令和3年12月一部改訂)

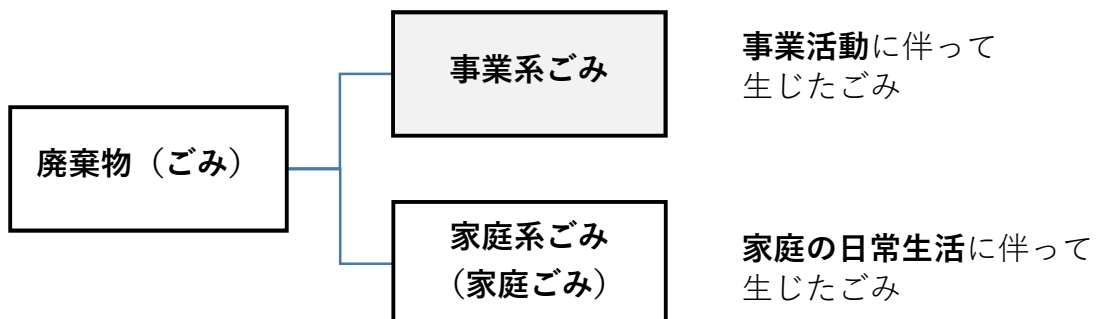
 高知市
Kochi City

目次

1	廃棄物の区分	1
2	事業系ごみとは？	2
3	事業者の責務	3～4
4	事業系一般廃棄物とは？	5
5	事業系一般廃棄物の処理をするときは？	6
6	産業廃棄物とは？	7～8
7	産業廃棄物の処理をするときは？	9～10
8	家電リサイクル法対象機器の処分方法	11
9	ごみの減量に向けて	12
	お問い合わせ先	裏表紙

1 廃棄物の区分

「廃棄物（ごみ）」は、発生する場所によって区分されています。事業活動に伴って生じた「**事業系ごみ**」と、家庭の日常生活に伴って生じた「**家庭系ごみ（家庭ごみ）**」に区分されており、分別・処理方法が異なります。



事業活動に伴って生じたごみを**事業系ごみ**といいます。



事業活動とは？

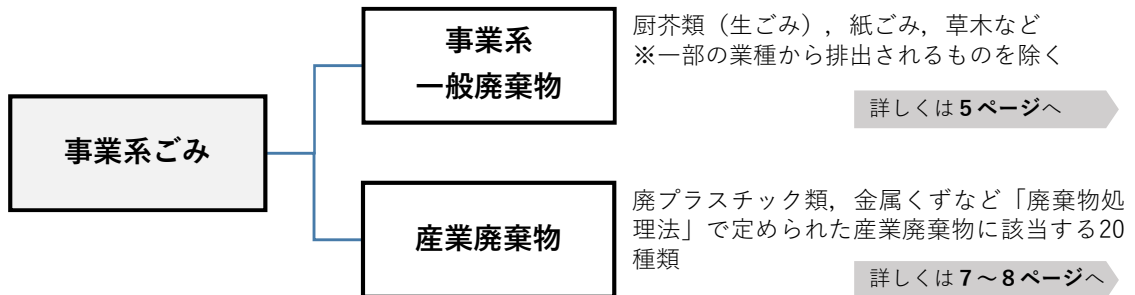


事業活動とは、商店・飲食店・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく、病院・薬局・社会福祉施設・学校・官公庁等が行う公共サービス等、また農業など、業種や規模を問わず、あらゆる事業活動が含まれます。



事業系ごみは、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分かれます。

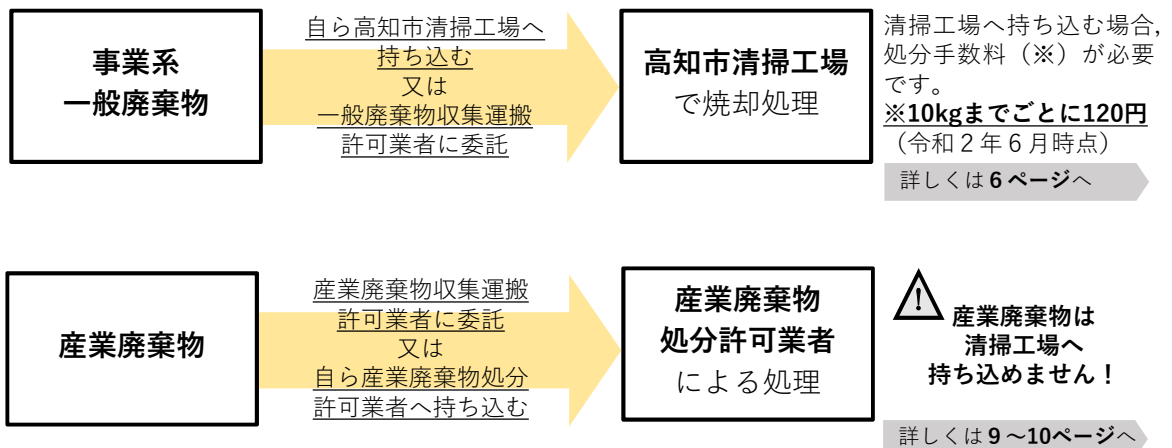
事業系ごみは、ごみの種類や発生場所などから、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分かれます。事業系一般廃棄物は、厨芥類（生ごみ）や紙ごみ、草木など産業廃棄物以外のものをいいます。産業廃棄物は、廃プラスチック類や金属くずなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）で20種類が定められています。



⚠ 事業系ごみは、家庭ごみステーションに出せません！！

事業系ごみの処理の流れ

事業系一般廃棄物と**産業廃棄物**では、処理方法が異なります。それぞれの種類ごとに分別をして、正しく処理しなければなりません。



3

事業者の責務

事業者には、「廃棄物処理法」等により、事業者の責務として以下の3つのことが定められています。

1

自らの責任で処理

事業活動に伴う廃棄物は、自らの責任で処理すること

2

3Rの推進

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること

3

国や市への協力

廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、国及び市の施策に協力すること

3つの責務 については、次のとおりです。

1

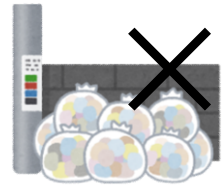
自らの責任で処理

事業者が、事業系ごみを自らの責任で処理するためには、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**の違いや、それぞれの処理方法について理解したうえで、遵守する必要があります。



事業系ごみは、家庭ごみステーションに出せません！

家庭ごみステーションは、家庭ごみを出す場所です。
事業系ごみは、量や種類に関わらず、事業者自らの責任で処理しなければなりません。



間違っ た 例

下の写真は、実際に高知市の家庭ごみステーションに出されていたものです。事業系ごみを家庭ごみステーションに出す行為は、**不法投棄**とみなされるおそれがあります。また、周辺の住民の方にも迷惑をかけることにもなりますので、絶対に出さないでください。



飲食店から出された残飯



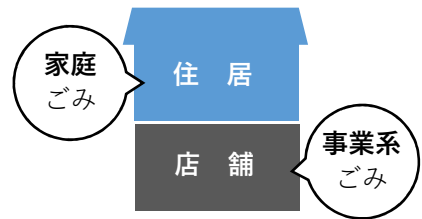
食用油の一斗缶



建設の足場に使用された廃材

Q 住居と店舗が同じ建物の場合、店舗から出るごみは少量なので、まとめて家庭ごみステーションに出してもいいの？

A 店舗から出たごみは、家庭ごみステーションに出せません。住居と店舗から出されるごみをそれぞれに分別して、家庭ごみのみをステーションに出してください。



! **このような行為は禁止されています！！**

ごみをみだりに捨てたり、ごみを法律で認められた方法以外で燃やすことは禁止されています。

不法投棄

不法焼却

2 3Rの推進

地球環境保全のためには、地球の限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない、持続可能な社会を形成していくことが重要となります。そのためには、ごみを正しく処理するだけにとどまらず、「3R」に取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、ごみの減量に努めていきましょう。

リデュース
Reduce
発生抑制

リユース
Reuse
再使用

リサイクル
Recycle
再生利用

詳しくは12ページへ

3 国や市への協力

ごみの減量や適正処理等を推進していくためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく必要があります。事業者の皆さまの協力は不可欠です。

これらについては、国の法律や計画等にも定めがありますが、高知市でも条例や計画などで、事業者の責務と役割を定めています。

4

事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは、事業系ごみのうち産業廃棄物以外のものをいい、具体的には、以下のようなものがあります。



	具 体 例	備 考
生ごみ (厨芥類)	食品の売れ残り，食べ残したもの，調理くずなど  食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用され，不要になったものは， 産業廃棄物「動植物性残さ」 （8ページの表「 種類16 」参照）に該当します。	食品類が入っていたプラスチック製の袋や食品トレイなどの混入がみられますが，これらは 産業廃棄物 です！  食品が入ったトレイ 弁当容器（プラスチック製）
紙ごみ	 O A用紙，新聞紙，雑誌，段ボールなど 建設業や紙・紙加工品製造業など，特定の事業活動に伴い排出するものは， 産業廃棄物「紙くず」 （8ページの表「 種類13 」参照）に該当します。	汚れていない紙類は，資源化できます。資源化できる紙の種類や出し方は，古紙回収業者へ相談してください。 古紙回収業者については， タウンページ「リサイクル（再生資源回収・卸）」 のページをご確認ください。
草 木	落ち葉，草・庭木など  建設業や木製品製造業など，特定の事業活動に伴い排出するものや，木製パレットは， 産業廃棄物「木くず」 （8ページの表「 種類14 」参照）に該当します。	高知市清掃工場へ持ち込む時は， 長さ80cm程度，直径10cm以下 にしてください。

間違い
やすい
例

事業系ごみのプラスチック類は，**産業廃棄物**です！

以下のようなプラスチック製品は，家庭ごみの分別では「可燃ごみ」になりますが，事業系ごみでは，プラスチック製のものはすべて**産業廃棄物「廃プラスチック類」**に該当します。



 マーク，
 マークがついているものは，汚れの有無に関係なく**産業廃棄物「廃プラスチック類」**（8ページの表「**種類6**」参照）に該当します。

詳しくは7～8ページへ

5

事業系一般廃棄物の処理をするときは？

事業系一般廃棄物を処理するときは、

- ① 自ら高知市清掃工場へ持ち込む 又は
- ② 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する の2通りあります。

1 自ら高知市清掃工場へ持ち込む場合（処分手数料が必要です）

事業者自ら高知市清掃工場へ持ち込む場合、持ち込みができるものは**事業系一般廃棄物**のみで、その発生場所が高知市内であるものに限られますので、他市町村で発生したごみは持ち込めません。

清掃工場のご案内

高知市長浜6459

☎ 088-842-1171



持ち込み受付

月～金（祝日は除く）
8：00～11：30
13：00～15：30

処分手数料

10kgまでごとに120円
（令和2年6月時点）

清掃工場への持ち込みに
関する情報はこちら



高知市清掃工場 持ち込み

検索

2 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合（委託料が必要です）

事業系一般廃棄物の**収集・運搬**を委託する場合は、高知市長から許可を受けている許可業者に委託しなければなりません。

■ 高知市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	所在地	電話
(有)高知清光社	南河ノ瀬町111-1	088-831-7791
(株)高知清掃センター	南ノ丸町12-8	088-832-2188
(有)高知街清掃	福井町1683-5	088-823-4055
(有)セイム	神田1876	088-833-1413
(株)ダイセイ	南川添9-5	088-884-3811
(有)中央環境企画	池2351-4	088-847-7701
(株)都市美粧建設	神田972-1	088-833-8330
(有)西村興業	東城山町48-2	088-831-8329
(株)春野清掃	春野町弘岡下82-2	088-894-2417

- 収集時間、収集回数、委託料等については、許可業者と相談してください。
- 残飯・調理くずなどの厨芥類（生ごみ）は十分に水切りをしてください。
- 透明・半透明の袋を使用してください。

高知市廃棄物対策課のホームページでも「**一般廃棄物収集運搬許可業者一覧**」をご覧になれます。

高知市 許可業者一覧

検索



6

産業廃棄物とは？

産業廃棄物は、廃プラスチック類・金属くず・がれき類・汚泥などの20種類が「廃棄物処理法」で定められています。

具 体 例	
廃プラスチック類	ペットボトル，弁当容器（プラスチック製），発泡スチロール，ボールペン・シャープペンなど 
金属くず	スプレー缶，空き缶，一斗缶（中身が空のもの），刃物類など 
ガラス・陶磁器くず	空きびん，ガラス製のコップ，陶磁器製の茶碗など 
廃油	食用油，エンジンオイルなど 

「家電リサイクル法対象機器」は、リサイクルすることが義務付けられています！

「家庭用機器」として製造・販売されているものを、事業所で使用していた場合も対象となります。

家電リサイクル法対象機器



詳しい処分方法については、[11ページ](#)へ

お問い合わせ
ください

複数の素材からなる廃棄物について

ビニール傘や蛍光灯など、複数の廃棄物が含まれ、それぞれの種類ごとに分離が容易でないものは、該当する廃棄物の許可を持った処分業者に委託しなければなりません。廃棄物の種類が分からない場合は、**高知市廃棄物対策課**（☎ 088-823-9427）へお問い合わせください。



廃プラスチック類，
金属くずの混合物



廃プラスチック類，
金属くず，ガラス
くずの混合物

産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら，焼却炉の残灰，炉清掃掃出物，その他の焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの，活性汚泥法による余剰汚泥，ビルピット汚泥，カーバイトかす，ベントナイト汚泥，洗車場汚泥，建設汚泥等
	3	廃油	鉱物性油，動植物性油，潤滑油，絶縁油，洗浄油，切削油，溶剤，タールピッチ等
	4	廃酸	写真定着廃液，廃硫酸，廃塩酸，各種の有機廃酸類等，すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液，廃ソーダ液，金属せっけん廃液等，すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず，合成繊維くず，合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等，固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム，天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片，研磨くず，切削くず等
	9	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等），製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず，インターロッキングブロックくず，レンガくず，セメントくず，モルタルくず，スレートくず，陶磁器くず，廃石膏ボード等
	10	鉱さい	鋳物廃砂，電気炉等溶解炉かす，ボタ，不良石炭，粉炭かす等
	11	がれき類	工作物の新築，改築又は除去により生じたコンクリート破片，アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設，DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの），パルプ製造業，製紙業，紙加工品製造業，新聞業，出版業，製本業，印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），木材・木製品製造業（家具製造業を含む），パルプ製造業，輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片，おがくず，バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等（業種による限定はなく，あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず，羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業，医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす，のりかす，醸造かす，発酵かす，魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜，食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛，馬，豚，めん羊，にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛，馬，豚，めん羊，にわとり等の死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので，上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物とよばれている。例えばコンクリート固型化物）		

特別管理産業廃棄物

爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのある性状を有するもの

産業廃棄物の収集運搬や処分（中間処分又は最終処分）などの処理を委託する場合は、処理の委託をしようとする産業廃棄物を適切に処理できる業者を選定し、書面で契約を取り交わし、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を発行するなど、排出事業者には適切な運用が求められています。委託する際には、次のことを守ってください。

1 許可のない業者に委託してはいけません！

産業廃棄物の処理を委託しようとする場合、次の事項を確認しなければなりません。

収集運搬業者を選定する場合

荷物の積み込み地と荷下ろし地、その両方の都道府県知事又は政令市長（※）の許可を受けていることが必要です。※政令指定都市、中核市及び政令で定める一部の市の市長

処分業者を選定する場合

- 都道府県知事又は政令市長から委託しようとする廃棄物の処分業の許可を受けていることが必要です。
- 委託しようとする廃棄物を適切に処理する施設の現地確認や、産業廃棄物の処理状況、施設設置者の維持管理情報などについて確認することも重要です。

Q 産業廃棄物の処理は、どのような業者に委託すればいいの？

A 高知市廃棄物対策課及び高知県環境対策課のホームページには、「**産業廃棄物の収集運搬及び処分業者名簿**」を掲載していますので、その中から選んでください。また、許可業者によって処理ができる産業廃棄物の種類や処分方法が異なりますのでご注意ください。

高知市廃棄物対策課の
ホームページはこちら



高知市 産業廃棄物処理業者 名簿 検索

高知県環境対策課の
ホームページはこちら



高知県 産業廃棄物処理業者 名簿 検索

2 委託契約書を書面で取り交わしましょう

- 委託契約は、原則として**排出事業者と収集運搬業者、及び排出事業者と処分業者の間（二者間）**でそれぞれ契約を締結しなければなりません。
- 委託しようとする産業廃棄物の処理業務が、それぞれ収集運搬業者及び処分業者の事業の範囲に含まれていることを許可証でしっかりと確認し、委託契約書に添付しておきましょう。

委託契約書は
**5年間
保存**

環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、ごみの減量が欠かせません。ごみの減量のための重要なキーワードは「3 R」です。

1 循環型社会とは？

循環型社会とは、ごみの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。ごみの発生抑制とともに、再使用や再生利用に取り組み、処理する場合には正しく処理しましょう。

2 3 Rとは？

循環型社会を形成するための優先順位として、①「Reduce (リデュース)」, ②「Reuse (リユース)」, ③「Recycle (リサイクル)」があります。この3つの頭文字をとって「3 R」と呼ばれ、実践することにより、環境への負荷が低減されます。優先順位を意識して取り組み、ごみの減量に努めましょう。

① リデュース Reduce 発生抑制

廃棄物（ごみ）そのものの発生を抑えること

- 過剰包装・梱包をしない。
- 使い捨て製品の使用を避け、繰り返し使用できる製品を使用する。

② リユース Reuse 再使用

一度使用したものを廃棄せず、繰り返し使用すること

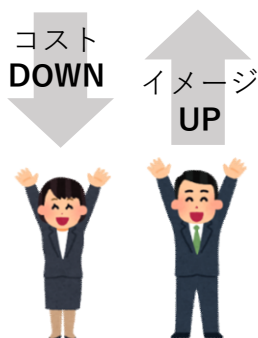
- まだ使えるものは、中古品として売却する。
- 修理や部品交換、洗浄などにより、繰り返し使用する。

③ リサイクル Recycle 再生利用

使い終わったものから、新しいものを作り出すために利用すること

- 古紙（OA用紙、新聞紙、雑誌、段ボールなど）を古紙回収業者に引き取ってもらう。
- リサイクル可能な製品・梱包材を店頭回収する。

3 3 Rに取り組むと、どんなメリットがあるの？



● 処理コストの削減

事業所から出るごみの発生を抑制し、再利用を促進していくことにより、ごみの減量につながり、ごみ処理にかかるコストの削減にもなります。

● 事業所のイメージアップ

事業所全体で3 Rに積極的に取り組み、ごみの減量化・資源化を推進することにより、事業所のイメージアップにもつながります。

■ お問い合わせ先

- 事業系一般廃棄物，産業廃棄物，事業系ごみの減量・再資源化，一般廃棄物の許認可，ごみの不法投棄（家庭ごみステーション以外），野焼きについて

廃棄物対策課 ☎ 088-823-9427
FAX 088-823-9493
E-mail kc-181400@city.kochi.lg.jp

- 事業系一般廃棄物の持ち込みについて

清掃工場 ☎ 088-842-1171
FAX 088-841-0818
E-mail kc-180900@city.kochi.lg.jp

- 家庭ごみの収集・ステーションについて

環境業務課 ☎ 088-856-5374
FAX 088-856-5391
E-mail kc-180800@city.kochi.lg.jp

お問い合わせ先が分からないときは，こちらへ

高知市コールセンター

年中無休

☎ **088-822-8111**

受付時間 8：00～19：00